

岩見沢市温水プール条例の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

施設の維持費である人件費、原材料費、電気料金等の価格高騰に対応するため、受益者負担の適正化の観点から使用料の引上げ及び料金区分の見直しを行う。

第2 改正の内容

岩見沢市温水プールの使用料の引上げ及び料金区分の見直しを行う。

第3 施行期日

令和8年4月1日

岩見沢市条例第37号

岩見沢市温水プール条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市温水プール条例の一部を改正する条例

岩見沢市温水プール条例（平成8年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表（備考を除く。）を次のように改める。

別表（第6条、第18条関係）

使用料

区分	一般使用				専用使用	
	当日券		回数券（6枚づり）			
個人使用	団体使用 (1人当たり)	普通	団員用 (1人当たり)	1コース	全館	
一般	800円	720円	4,380円	3,830円	1時間につき	1時間につき
高校生	350円	280円	1,830円	1,530円	3,670円	13,720円
小・中学生	130円	120円	720円	620円		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に使用の許可を受けている者に係る使用料の額は、改正後の岩見沢市温水プール条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。